

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	行岡医学技術専門学校
設置者名	学校法人行岡保健衛生学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生科	夜・通信	2,775 時間	240 時間	
	看護第1学科	夜・通信	3,063 時間	240 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」に掲載
<http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 (困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	行岡医学技術専門学校
設置者名	学校法人行岡保健衛生学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」に掲載
<http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	医療法人 理事長 (1990.6.1～現在)	2021.10.27 ～ 2027.10.26	円滑な運営の促進
非常勤	弁護士 (1981.4.1～現在))	2023.10.27 ～ 2027.10.26	法律的な立場からの助言、指導
(備考)			

設置者の理事（役員）名簿（令和6年5月現在）

種別	常勤・非常勤 の別	氏名	任期	学外者
理事	常勤	行岡 正雄	R5.10.27～R9.10.26	
理事	常勤	行岡 久美子	R5.10.27～R9.10.26	
理事	常勤	大澤 傑	R5.10.27～R9.10.26	
理事	非常勤	松下 尚司	R5.10.27～R9.10.26	
理事	非常勤	速水 泰彦	R5.10.27～R9.10.26	○
理事	非常勤	三木 秀夫	R5.10.27～R9.10.26	○
理事	非常勤	鹿島 洋一	R5.10.27～R9.10.26	○
理事	常勤	松田 雄二	R5.10.27～R9.10.26	
監事	非常勤	吉永 徳好	R5.10.27～R9.10.26	○
監事	非常勤	藤田 喜枝	R5.10.27～R9.10.26	○

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	行岡医学技術専門学校
設置者名	学校法人行岡保健衛生学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

●歯科衛生科

- ・授業計画の作成過程。
- ・講義担当者が決定した後、前年度の授業計画を参照し、指定用紙に記載後、作成を依頼する。
- ・授業計画の公表は、「新年度オリエンテーション」時（4月初旬）に実施。

●看護第1学科

- ・「年間授業計画」は、前年度1～3月に作成・実施している。
- ・授業は「講義」「演習」「実習」で構成している。
- ・各科目の科目目標・内容・授業時間数・成績評価方法は「シラバス」で公表している。（「シラバス」は学生に配布している。保護者説明会では实物を用いてご説明している）

授業計画書の公表方法	学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」に掲載 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/
------------	--

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

●歯科衛生科

- ・各学生の意欲の把握は、授業ごとの小テストを実施し理解到達度を把握している。また、実技試験を伴う科目については、試験前に練習日を設けている。最終的な評価は科目試験を実施している（60点未満は再試験）
- ・各学年の進級判定は該当する「学年修得単位数」、各自の平均点を算出する。各学年の修得単位数3分の2以上に該当する者は進級できる。
- ・2年次の「臨地・臨床実習Ⅲ」を履修するためには「歯科保健指導論Ⅰ」、「予防的歯石除去法Ⅰ」、「歯科診療補助論Ⅰ」を修得していることを条件としている。
- ・3年次の「臨地・臨床実習Ⅲ」を履修するためには「歯科保健指導論Ⅱ」、「予防的歯石除去法Ⅱ」、「歯科診療補助論Ⅱ」を修得していることを条件としている。

●看護第1学科

- ・「学則」「学習評価に関する規程」に基づき、「単位認定会議」を3月第3水曜日に開催し、単位認定している。学科成績は、学年次毎に本人宛に郵送している。
- ・最終学年の3年生に対しては、1月第4水曜日に「卒業認定会議」を開催し、学科成績は卒業時に本人に手渡ししている。
- ・学習成果は学習意欲（出席状況）、試験、レポート等により評価している。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

●歯科衛生科

- ・各学生の意欲の把握は、授業ごとの小テストを実施し理解到達度を把握している。また、実技試験を伴う科目については、試験前に練習日を設けている。最終的な評価は科目試験を実施している（60点未満は再試験）
- ・各学年の進級判定は該当する「学年修得単位数」、各自の平均点を算出する。各学年の修得単位数3分の2以上に該当する者は進級できる。

●看護第1学科

- ・「学習評価に関する規程」に基づき、科目ごとに100点を満点とし、科目60点以上を合格としている。また、その成績が80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」とし評価を行う。
- ・「学生便覧」に記載し、学生は一冊ずつ手にした状態で「入学前オリエンテーション」を実施している。
- ・成績下位4分の1の者、総合平均値70点以下の者には面接を行い、学習時間・学習方法について助言・アドバイス・指導を行う。また、放課後や土曜日、長期休暇に補講を実施している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」に掲載
<http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

●歯科衛生科

- ・卒業判定は全科目を修得し単位を取得した者が卒業となる。
- ・本科では選択科目はなく全ての科目が卒業必修科目になる。そのため、1科目でも未修得があれば卒業はできない。
- ・学生には修得科目を一覧にして配布している。

●看護第1学科

- ・「学則23条(卒業の認定)」に基づき、全科目を履修し、その単位を取得した者および出席すべき日数の4分の3以上出席した者には運営会議の議を経て卒業を認定する。
- ・3年以上在籍し、教育課程に定める授業科目を履修し、卒業要件を満たす単位を修得した者には卒業が認められる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」に掲載
<http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/>

※「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

□客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料(成績の分布を表す資料)

令和5年度

■客観的な指標の算出方法					
履修科目の成績評価を点数化し、全科目的合計点の平均を算出する(100点満点で点数化)					
■学科名	歯科衛生科	■学年	1	■学生数	30
■成績の分布					
指標の数値	~50	50 ~60点	60 ~70点	70 ~80点	80点~ 100点
人数	0	0	0	11	19
下位 1／4に該当する人数	7人				
下位 1／4に該当する指標の数値	75. 2点以下				

■客観的な指標の算出方法					
履修科目の成績評価を点数化し、全科目的合計点の平均を算出する(100点満点で点数化)					
■学科名	看護第1学科	■学年	1	■学生数	75
■成績の分布					
指標の数値	~50	50 ~60点	60 ~70点	70 ~80点	80点~ 100点
人数	0	0	10	22	43
下位 1／4に該当する人数	19人				
下位 1／4に該当する指標の数値	76. 7点以下				

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	行岡医学技術専門学校
設置者名	学校法人行岡保健衛生学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/
財産目録	学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/
事業報告書	学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/
監事による監査報告（書）	学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

●歯科衛生科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		医療専門課程	歯科衛生科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3年	昼	2,775時間／96単位	1,860時間／75単位	15時間／1単位	900時間／20単位
		単位時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
150人		132人	2人	4人	41人
		総教員数			
		45人			

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) ・1年次（1,005時間）、2年次（915時間）、3年次（855時間） ・講義、演習ならびに実習を通年で実施
成績評価の基準・方法
(概要) ・各学生の意欲の把握は、授業ごとの「小テスト」を実施し理解度を把握している。 また、実技試験を行う科目については、試験前に練習日を設けている。最終的な評価は科目試験を実施している（100点満点 60点未満は再試験）

卒業・進級の認定基準
(概要)
・卒業判定は全科目を修得し、単位を修得した者が卒業となる。
・本科では「選択科目」ではなく、全ての科目が卒業必須科目となる。そのため、1科目でも未修得科目があれば卒業できない。学生には修得科目を一覧にして配布している。
学修支援等
(概要)
・各学年ともに学習ができる環境を整えるために、毎週火曜日から金曜日まで図書室の使用時間を延長している。その際に、学生からのご質問にも回答できるようにしている。
・3年次には「国家試験対策」として、11月中旬の臨床実習終了後から国家試験前日まで放課後の特別補講を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）				
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他	
36人 (100%)	1人 (2.8%)	33人 (91.7%)	2人 (5.5%)	
(主な就職、業界等)				
病院（歯科）、診療所（歯科）				
(就職指導内容)				
実習先を含め、本人の希望を確認した上、適切な就職先を選択できるよう指導を行っている。				
(主な学修成果（資格・検定等）)				
歯科衛生士国家資格				
(備考) (任意記載事項)				

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
128人	10人	7.8%
(中途退学の主な理由)		
進路変更、学業不振、経済的事情		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
中退の兆候を見逃さないように、ドロップアウト（中退）防止委員会を開催し、学生の情報を教員間で共有することに努めている。		

●看護第1学科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		医療専門課程	看護第1学科	○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	3,063 時間／106 単位	2,028 時間／83 単位		1,035 時間／23 単位	
		単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
240 人		242 人	0 人	14 人	52 人	66 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・1年次（1,078 時間）、2年次（1,160 時間）、3年次（825 時間） ・講義、演習ならびに実習を通年で実施
成績評価の基準・方法
(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・卒業判定は全科目を修得し、単位を修得した者が卒業となる。 ・本科では「選択科目」ではなく、全ての科目が卒業必須科目となる。そのため、1科目でも未修得科目があれば卒業できない。学生には修得科目を一覧にして配布している。
卒業・進級の認定基準
(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・卒業判定は全科目を修得し、単位を修得した者が卒業となる。 ・本科では「選択科目」ではなく、全ての科目が卒業必須科目となる。そのため、1科目でも未修得科目があれば卒業できない。学生には修得科目を一覧にして配布している。
学修支援等
(概要) <ul style="list-style-type: none"> ・各学年ともに学習ができる環境を整えるために、毎週火曜日から金曜日まで図書室の使用時間を延長している。その際に、学生からのご質問にも回答できるようにしている。 ・3年次には「国家試験対策」として、11月中旬の臨床実習終了後から国家試験前日まで放課後の特別補講を実施している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）								
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他					
70人 (100%)	1人 (1.4%)	64人 (91.5%)	5人 (7.1%)					
(主な就職、業界等) 病院、総合医療センター								
(就職指導内容) 実習先を含め、本人の希望を確認した上、適切な就職先を選択できるよう指導を行っている。								
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格。								
(備考) (任意記載事項)								
中途退学の現状								
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数		中退率					
240人	8人		3.3%					
(中途退学の主な理由) 進路変更								
(中退防止・中退者支援のための取組) 中退の兆候を見逃さないようにドロップアウト（中退）防止員会を開催し、学生の情報を教員間で共有することに努めている。								

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生科	100,000円	420,000円	360,000円	実験・実習費、施設整備費
看護第1学科	400,000円	420,000円	300,000円	実験・実習費、施設整備費
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法															
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 各学科「学校法人行岡保健衛生学園自己評価表」に基づいて、自己評価を実施している。評価項目については、「専修学校における学校評価ガイドライン（文部科学省生涯学習政策局：平成25年3月）」を参照して定めている。 なお、自己評価結果については、学校法人行岡保健衛生学園「情報公開」で公表している。 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/															
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）															
各学科「学校法人行岡保健衛生学園自己評価表」に基づいて、自己評価を実施している。評価項目については、「教育理念・目標」、「学校運営」、「教育活動」、「学習成果」、「学生支援」、「教育環境」、「学生の受け入れ状況」、「法令等の遵守」、「社会貢献・地域貢献」、「法人運営・財務」の10項目である。 また評価委員会については、各学科の専門分野における業界関係者（就職先・実習先施設、業界団体、職能団体職員）、学校運営に関する専門家（学校マネジメント）、卒業生より人選している。															
学校関係者評価の委員															
<table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>医療機関実習施設 看護部長</td><td>令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)</td><td>業界関係者(産業界、 実習先)</td></tr><tr><td>看護専門学校 顧問</td><td>令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 (新規採用)</td><td>業界関係者(産業界)</td></tr><tr><td>歯科医院</td><td>令和1年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)</td><td>業界関係者(産業界、 就職先、実習先)</td></tr><tr><td>医療機関</td><td>令和1年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)</td><td>業界関係者(産業界、 卒業生、非常勤講師)</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	医療機関実習施設 看護部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)	業界関係者(産業界、 実習先)	看護専門学校 顧問	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 (新規採用)	業界関係者(産業界)	歯科医院	令和1年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)	業界関係者(産業界、 就職先、実習先)	医療機関	令和1年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)	業界関係者(産業界、 卒業生、非常勤講師)
所属	任期	種別													
医療機関実習施設 看護部長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)	業界関係者(産業界、 実習先)													
看護専門学校 顧問	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 (新規採用)	業界関係者(産業界)													
歯科医院	令和1年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)	業界関係者(産業界、 就職先、実習先)													
医療機関	令和1年4月1日～ 令和7年3月31日 (任期更新)	業界関係者(産業界、 卒業生、非常勤講師)													
学校関係者評価結果の公表方法															
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校法人行岡保健衛生学園ホームページ「情報公開」で公表している。 http://www.yukioka.ac.jp/disclosure/															
第三者による学校評価（任意記載事項）															

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
行岡医学技術専門学校ホームページ
http://www.yukioka.ac.jp/igaku/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H127310000184
学校名（○○大学 等）	行岡医学技術専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人行岡保健衛生学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		56人	55人	62人
内訳	第Ⅰ区分	35人	35人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				62人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		—		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人		
「警告」の区分に連続して該当		—		
計		—		
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	0人	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人		
G P A等が下位4分の1		15人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人		
計		15人		
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。